

「インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症による出席停止」について（お知らせとお願い）

インフルエンザ・新型コロナウイルスにかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。登園する際に下記の「体温記録表」および「治癒報告書」に記入し、登園時に提出してください。（裏面を参考になさってください。）

感染症名	出席停止期間（学校保健安全法施行規則 第18条）
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで</p> <p>ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>※「発症した日」とは、医療機関で診断された日ではなく“インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日”です。</p> <p>※受診される際、発症日や登園再開日等について確認し、医師の指示に従って、保護者の方が「治癒報告書」を記入してください。</p> <p>※経過には個人差があり、体調によっては重症化したり合併症を引き起こしたりする場合があります。療養期間中は医師の指示に沿って療養し、必要な場合は医療機関にて受診してください。</p>

体温記録表

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

治癒報告書

氏名	() 組			
診断名				
発症日	令和	年	月	日
診断された日	令和	年	月	日
平熱に下がった日	令和	年	月	日
登園可能日	令和	年	月	日
受診した医療機関名				
発症後5日を経過し、かつ、解熱した（平熱に下がった）後3日を経過し、体調が回復しましたので登園させます。				
令和 年 月 日 保護者氏名				印